

節電要請期間におけるランチタイムシフト（案）

1 趣旨

本市では、関西電力管内における電力需給の逼迫を踏まえ、昨年夏から職員一丸となって、全庁的な省エネ・節電の取組みを実施している。

しかしながら、現在、国内の全ての原発が停止し、今夏の関西電力管内における電力需給は昨年度より一層厳しい見通しとなっている。

電力供給が不安定になることは、市民生活や経済活動に深刻な影響をもたらし、とりわけ、ものづくり産業が集積する堺市にとって、その影響は重大である。

このことを踏まえ、節電対策の一環として次の措置を講じるものとする。

2 ランチタイムシフト

(1) 変更案

区分	現行	変更案
通常職場	12:00～12:45	13:00～13:45
昼休み当番職場	通常勤務者 ⇒ 12:00～12:45 当番者 ⇒ 12:45～13:30	通常勤務者 ⇒ 13:00～13:45 当番者 ⇒ 12:15～13:00

※ 昼休み当番制のない職場においても休憩時間中に来客等があれば、これまでどおり対応可能とする。

(2) 対象外とする職場等

ア 対象除外とする職場

- ・ 保育所、一時保護所
- ・ 学校、幼稚園、図書館
- ・ 消防署
- ・ クリーンセンター、環境事業所
- ・ ちぬが丘診療所
- ・ その他変則勤務職場でランチタイムシフトを導入しても効果が見込めない職場

イ 対象除外とする業務（業務としては変更できないが職場としては対応可）

- ・ 区役所の法律相談
- ・ 保健所の健康相談等
- ・ 既にスケジュール等が決定しており、変更することが困難な業務

ウ 指定管理施設については、それぞれの施設ごとに対応を検討

(3) 対象期間

平成 24 年 7 月 2 日から平成 24 年 9 月 7 日まで

3 市民の皆さんへの周知方法

- (1) 7 月広報、市HP及び庁内放送アナウンスにて周知予定
- (2) 市の各窓口にて変更案内を掲示
- (3) 環境局や各区自治推進課に協力を依頼して市内アナウンス（検討中）
- (4) 市内商業施設（スーパー等）等に変更案内の掲示について協力要請